

大規模災害時における京都府議会活動指針等の見直しについて（方向性）

1 指針の改訂で対応する事項

(1) 想定される災害の見直し

現 行

- 主として地震、風水害を想定している

課 題

- 新型コロナウイルスのような感染症のまん延を想定していない。

見直し案

- 指針の対象を大規模災害と感染症まん延等を合わせた「緊急事態」とし、指針の名称を変更する。

大規模災害時における京都府議会活動指針

→緊急事態における京都府議会活動指針

- 感染症まん延時の感染防止その他の対策や対応フロー等を指針に追加する。

(2) 緊急時の対応体制に関する見直し

ア 緊急事態の対策本部機能の見直し

現 行

- 災害時の府議会の活動内容については理事調整会議において協議調整し、議会運営委員会又は同理事会で決定する。

課 題

- 議運委員長の職務代行は条例上理事のみなので、委員長、理事の全てに事故がある場合に対応できない。
- 理事調整会議は非公開の会議であり、対外的にオープンにすべき協議内容については対応できない。

見直し案

- 新たに正副議長、各会派理事で構成する府議会緊急事態対策本部を設置し、緊急時における議長（事務局）の機能と理事調整会議の機能を一元化する。

→ 詳細 別紙

見直しのねらい

- ・ 府議会内の協議調整、執行機関との情報・意見交換、議員の安否情報等の収集など、従来、理事調整会議と議長（事務局）とそれぞれで担っていた機能を一元化し、機動的な対応を可能とする。
- ・ 構成員に職務代行を立てやすくすることで、業務継続能力を強化する。
- ・ オープンな場で協議等を行えるようにすることで議会としての緊急事態における発信機能を高める。

イ 正副議長に事故があった場合に対する対応の見直し

現 行

- 指針に規定なし。

(地方自治法上は、議長が参集できないときは副議長が代行、正副議長ともに参集できないときは仮議長選挙)

課 題

- 正副議長がともに参集できない場合について、仮議長が選挙されるまでの間、議案の審議等ができない。
- 議長の意思が確認できない場合について事務局で決裁を行えない事務が出てくる。(理事者への会議の出席要求、閉会中の委員会管内外調査の承認、閉会中の議員派遣の決定など)

見直し案

- 速やかに仮議長が選任できるようにその優先順位については予め協議する。
- 緊急を要する案件で議運等の了解済みのものについて、事務局長の専行を拡大する。

(3) 災害対応等に係る議案審議等に関する見直し

現 行

- 指針に規定なし。災害対応等に係る報告、質問等については、各常任委員会を個別に開催している。

課 題

- 委員が参集できず、定足数を満たさなくなった場合に対応できない。
- 災害によっては、複数の常任委員会に所管がまたがる場合があり、個々の委員会に分割することで審議が深まらない又は非効率になるおそれがある。

見直し案

- 必要に応じて、次のような柔軟な運営を行う。
 - ・ 参集できない議員がオンラインで出席できるようにする。((4) イ関連)
 - ・ 新たに緊急事態対応に係る特別委員会を設置する。

(4) 議員、議会棟の被災等に関する見直し

ア 議員の被災等に関する見直し

現 行

- メールの送受信による議員と事務局の連絡方法が規定されている。
- 地震、風水害等の場合の議会事務局へ連絡する基準が規定されている。

課 題

- 連絡手段がメールとその代替手段の電話に限られる。
- 感染症まん延時の連絡基準がない(議員が感染した、又は感染が疑われる場合の連絡をどうするのか等)。

見直し案

- 連絡手段としての I C T の活用検討を追加する。
- 感染症まん延時の連絡基準を設定する。

イ 議会棟の被災等に関する見直し

現 行

- 建物・設備の被災状況の確認のみ。

課 題

- 議会棟が使用不可のときの対応について規定がない。
- 建物・設備の被災はないが、感染症まん延等により参集できない場合の規定がない。

見直し案

- 代替施設の確保先に優先順位を設定する。
- 代替施設が確保できない、又は議員が参集できないときのためのオンライン会議についての関係規定、設備等の環境を整備する。

2 その他の論点（指針に含まれないもの）

- ① 緊急性の高い補正予算等への対応についてどのように考えるか。
- ② 自然閉会の問題についてはどのように考えるか。（本会議に参集できる議員が定足数を満たさず、会期延長の議決もできないまま閉会する問題）



定例会の会期のあり方、臨時会のあり方についての考え方を確認する。